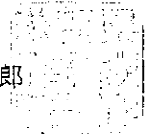


余地振第 446 号
平成 15 年(2003 年)2 月 19 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所 児玉 好史 殿

滋賀県伊香郡余呉町長 畑野 佐久郎



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」
に対する意見書提出について

先にご照会のありました標記の件について、別紙のとおり意見書を提出しますので格段
のご配慮を賜り、ご回答方々よろしく申し上げます。

連絡先

〒529-0515

滋賀県伊香郡余呉町大字中之郷 958

余呉町役場 地域振興課

永井

電話 0749-86-3221

FAX 3220

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」

に対する意見書

余 呉 町

1. 提示のありました説明資料の各項目の4章の河川整備の方針、5章具体の整備内容において、実に多くの自治体、関係機関、住民組織との連携による検討、調整を図るといった事項が記されておりますが、現実はこの説明資料による貴局の案で河川整備計画が策定されるのであれば、この整備計画で役割を担う自治体、関係住民はその主役であり、その責務は非常に重く膨大なものであります。
貴局の目指す関係住民、関係地方自治体の意見に沿った上で決定される河川整備計画であるならば、我々自治体、関係住民がその役割、責務を充分理解し、認識できるような計画の策定に向け十分な協議と具体的な内容説明を求めます。
2. P3 計画策定 5章 具体の整備内容において5. 1. 1の計画の進捗チェック、見直しを行う組織が淀川流域委員会を継続してとの案を持っておられますが、当町はじめ他の関係機関も貴局に既に要請しているとおり現体制での流域委員会の偏った見解のもと、地元の実情、河川の現況を知らずして、適正な進捗チェック、計画見直しがなされるとは到底思えません。
先の1. で述べたとおり主体となる我々自治体、関係住民による構成の新しい組織において、その役割を委ねられるべきである。
3. 今回提示されました現在の貴局の案である説明資料の、我々地元への説明経過住民周知について、現在他の流城市町村と同様に意見聴取をされておりますが我が町に建設の丹生ダム事業は昭和59年のダム実施調査受入から20年に亘り、建設の是非をめぐる数多くの議論を貴局と交わしながら進めてきている大事業であるにも関わらず、当方に納得のいく説明会はじめ協議、意見の聴取がなされておられません。わずか数ヶ月程度の短期間においてこの長年に亘る議論を軽視し、1～2回程度の説明と意見聴取で地元の意見を反映した整備計画の策定とは到底容認できるものではありません。
我が町としては、別紙昭和59年に協定のダム事業実施計画調査にかかる協定はじめ、昭和62年の建設予算移行、平成6年の公園への事業承継等において貴局と取り交している諸事項どおり、貴局の誠意ある地元への対応と協議をこ

の河川整備計画策定においても忠実に遂行されたく、当町に出向いて頂き、行政はじめ地元住民に協議、説明会の開催を願います。

建近河計第410号

昭和58年12月27日

滋賀県伊香郡余呉町長

西山 倫 殿

近畿地方建設局長

岸 田 隆

地域対策特別措置法等により対処すべく最善をつくす所存であります。

このたび、昭和58年9月9日付け余呉開発第1182号で要請のありました「高時川ダム建設事業の現地での実施計画調査について」につきましては、別紙のとおり回答いたしますので、建設省の決意を御理解いただき、現地での実施計画調査の実施について格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

高時川ダム建設事業の現地での実施計画調査に




ついて（回答）

高時川ダム建設事業につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高時川ダムは、治水・利水を目的とした多目的ダムで、淀川水系にとって不可欠の重要なダムであります。

しかしながら、事業の円滑な推進を期すためには、貴町をはじめ水没関係者の方々の心情を十分理解し、水没者の新しい生活再建対策等について万全を期すとともに、水源地域の整備についても滋賀県をはじめ関係機関の協力のもとに水源

高時川ダム実施計画調査に関する議事録

件名	高時川ダム建設事業実施計画調査に係る基本協定書(案)について。	打合せ結果		
年月日	昭和59年5月11日	<p>1. 昭和58年9月9日付、余総開發第1182号の要請について、建設省は、実施計画調査を円滑に推進するため、要請事項を十分理解し、誠意として対応するものとする。</p> <p>2. 「基本協定書第4条」の確認事項について、余呉町が提示された確認事項について協議と変わってきたが、現時点では、諸般の状況から確認事項については記載せず、建設省は、余呉町の立場と理解し、本文中で運用を図るものとする。</p>		
場所	余呉町役場 会議室。			
出席者	<p>余呉町 西山町長、足洞総合開発室長、西野主事、浅井主事</p> <p>高時川ダム対策委員会 山根委員長、浜口策定委員、佐藤策定委員、丹羽策定委員、増田策定委員、横山策定委員、杉田策定委員</p> <p>建設省高時川ダム調査事務所 西村所長、田中補償調整課長、宗近調査設計課長、大矢補償調整係長</p> <p>滋賀県、河川開発課、出野河川開発課長、早藤委員、足正専門員、嶋主査</p>			
配布資料	<p>実施計画調査に係る基本協定書(案)</p> <p>調査の実施に関する協定書(案)</p>			
打合せ主旨	<p>1. 協定書策定にあたって、</p> <p>2. 基本協定書(案)第4条に記載されている「甲の同意」について、</p>	議事録	余呉町	町長 西山 倫 
		確認者	高時川ダム対策委員会	委員長 山根 友道 
			高時川ダム調査事務所	事務所長 西村 賢二 

高時川ダム建設事業
実施計画調査に係る

基本協定書

高時川ダム建設事業実施計画調査に係る

基本協定書

滋賀県伊香郡余呉町長 西山 倫（以下「甲」という。）と
建設省近畿地方建設局長 岸田 隆（以下「乙」という。）と
は、乙が行う高時川ダム建設事業実施計画調査（以下「実施計
画調査」という。）の実施にあたっての基本事項について、滋
賀県知事 武村正義の立会いのもとに、下記のとおり協定する。

記

第1条 甲は、この協定締結と同時に乙が行う実施計画調査の
実施を了承するものとする。

2 甲と乙は、信頼と協力のもとに円滑に実施計画調査ができ
るよう相互に努めるものとする。

第2条 実施計画調査は、別に定める「調査の実施に関する協

定書」に基づき実施するものとする。

第3条 乙は、実施計画調査に伴って生じた問題については責任をもつて解決するものとする。

第4条 乙は、甲の同意がない限り高時川ダムの建設工事に着工しないものとする。

第5条 立会人は、甲と乙がこの協定を遵守して、円滑適正に実施計画調査が行われるよう協力するものとする。

第6条 この協定に定めがない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、甲および乙は、協議して円満な解決に努めるものとし、この解決が困難となったときは、その都度立会人の立会いを求めて協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙および立

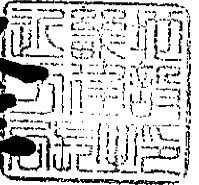
会人が署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和59年6月14日

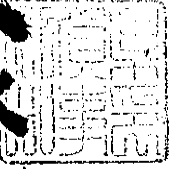
甲 滋賀県伊香郡余呉町長

西山倫 

乙 建設省近畿地方建設局長

岸田隆 

立会人 滋賀県知事

試本正茂 



町長	助役	課長	合議	担当者

滋賀県伊香郡余呉町長

西山 倫 殿

近畿地方建設局

高時川ダム調査事務所長 森 繁 様



高時川ダム建設事業の協力について (依頼)

高時川ダム事業は、昭和55年度より実施計画調査に着手し調査を順調に進めていますが、これは町当局、町議会議員並びに高時川ダム対策委員会等各位の格段の御理解、御協力の賜物と深く感謝するところであります。

つきましては、これ等の調査結果を踏まえ、昭和63年度に建設予算を要求すべく準備していますが、事業を進めるにあたり、なにより町当局並びに地元住民各位の御理解とご協力が不可欠であります。

もとより、ダム建設事業の推進に際しては水没関係者の方々の心情を十分理解し、生活再建対策に万全を期すとともに、余呉町の地域振興についても水源地域対策特別措置法等により対処すべく滋賀県と共に最善を尽くす所存であります。

高時川ダムは、高時川沿川及び姉川下流域沿川の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び淀川水系に水源を依存する諸都市への都市用水の供給を目的とするもので、湖北地方の住民の生命、財産を守り近畿圏の発展を図るための重要な事業であります。

なにとぞ、本事業の重要性をご賢察のうえ高時川ダム建設に対し、御協力していただきますようお願い申し上げます。



町長	副町長	課長	合議	担当者

高ダ対発第15号

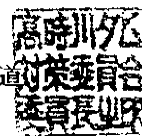
昭和62年8月18日

議長

余呉町長 西山 倫 殿

高時川ダム対策委員会

委員長 山根 友 道



高時川ダム建設予算要求に伴う地元了解について

高時川ダム建設事業に関する建設予算移行については、今日まで慎重に協議検討を重ねてまいりましたが、昭和62年8月11日の当委員会において、下記の事項を条件に建設予算への移行を了解したので報告します。

記

- 1、 要請事項の実現に、最善の努力をすること。
- 2、 ダムに関連する諸事項については、高時川ダム対策委員会と協議の上進めること。

会議打合せメモ

(近畿地方建設局 河川計画課 係)

件名	第 回		打合せ結果(決定事項・検討事項・保留事項等)
	前	回	
丹生ダムの水資源開発公団承継について	年	月 日	を講じられたり。
年月日	平成5年8月30日		
場所	滋賀県合同庁舎 3-A 会議室		4. 建設省と取り交わした協定等の未解決事項については、誠意をもって対処したい。
出席者	近畿地建: 齋藤河川部長, 多田河川情報管理官, 西尾丹生ダム工事事務所長 滋賀県: 宮尾土木部長, 篠原河川開発課長 余呉町: 畑野町長, 桐畑地域開発課長		
配付資料			上記について了解し、確認する。
打合せの主旨	余呉町として、丹生ダム建設事業が水資源開発公団へ承継されることについて、昭和59年6月4日締結した高時川ダム建設事業実施計画調査に係る基本協定書を遵守するとともに、特に下記事項について確認しておくこと。		近畿地方建設局 河川部長 齋藤 博
	認		滋賀県 土木部長 宮尾悦夫
	1. 水移法による地域指定については、摺墨を含む高時川全流域(余呉町)が指定されるよう特段の配慮を願うとともに、淀川基金の支援についても格別の措置を講じられたり。		余呉町長 畑野佐太郎
	2. 渠道中河内木之本線及び湖周道路については、地元の家賃を最大限理取られるとともに、早期に工事着工が行われるよう対処された。		
3. 奥川並川上流集落跡地については、特段の配慮と措置			



町長	副町長	収入課長	総務課長	建設課長	衛生課長	農林課長	福祉課長	教育課長	公民館長	児童課長	少年課長	青年課長	老人課長	障害課長	その他
----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

建近丹調設第45号
平成6年 3月22日

滋賀県伊香郡余呉町
町長 畑野 佐久郎 殿

近畿地方建設局

丹生ダム工事事務所

所長 西尾 新治 殿



了長	助役	課長	課長補佐	合	担当
----	----	----	------	---	----

余地開第426号
平成6年3月18日

建設省丹生ダム工事事務所

所長 西尾 新治 殿

余呉町長 畑野 佐久郎

丹生ダム建設事業者承継に伴う要請について

丹生ダム建設事業者承継に伴う要請について (回答)

丹生ダム建設事業につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和43年度の子備調査開始以来、貴町をはじめダム関係者の方々の御協力のもと各種調査を実施し、平成5年8月5日には「丹生ダムに係る損失補償基準」が要結いたしました。これもひとえに皆様の御協力の賜物と感謝致しております。

このたび、平成6年4月1日をもって丹生ダム建設事業が建設省から水資源開発公団へ承継されることとなります。長きに亘るご支援、ご厚情に厚く御礼申し上げます。

さて、平成6年3月18日余地開426号で要請のありました「丹生ダム建設事業者承継に伴う要請について」につきましては「昭和58年12月27日付高時川ダム建設事業の現地での実施計画調査について (回答)」での回答の内容を基本とし、さらに要請以後に生じた事項については貴町と充分協議、調整するよう承継を行い、円滑な事業進捗を図る所存でございますので、今後とも格段の御協力を賜りますようお願いいたします。

建設省から水資源開発公団へ承継が予定されている丹生ダム建設事業については、円滑な承継とその後においてもスムーズな事業承継のため、すでに建設省、滋賀県、余呉町、丹生ダム対策委員会と取り交わした協定書、議事録等について全ての引き継ぎを行うとともに、昭和58年9月9日付け「高時川ダム実施計画調査に対する要請書」に対し、今後も誠意ある対応がなされるよう要請します。

記

別記